

条件付一般競争入札の実施について

このことについて、下記のとおり条件付一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合は、届出書等を作成の上、提出してください。

令和5年10月31日

日向市長 十屋幸平

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 所内ネットワーク構築業務委託
- (2) 業務場所 日向市立 東郷診療所（宮崎県日向市東郷町山陰丙 1412 番地 1）
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで
- (4) 業務概要 新診療所においてネットワーク機器を整備し、医療系及びオンライン資格確認のネットワークの構築を図る。
 - ・セッション分岐スイッチ : 1台
 - ・UTM装置 : 1台
 - ・コアスイッチ : 2台
 - ・エッジスイッチ : 19台
 - ・無線LANアクセスポイント : 3台
 - ・無停電電源装置 : 1台
- (5) 予定価格 公表しない

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本案件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から入札日までいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 本工事の公告日から入札日までいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があるものでないこと。

(8) 入札に参加する者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める親会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に定める子会社（会社法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に定める更生会社又は民事再生法第2条第4号に定める再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 九州管内に本店又は支店等を有すること。

(10) 令和5年度日向市建設業者等有資格業者として「業務委託」の名簿に登載されている者であること。

(11) 平成25年度以降に、契約1件の請負金額が3,000千円以上の医療系ネットワークシステム構築関連業務等について、元請（共同企業体の場合は、代表構成員とする。）として受注し、その引渡しが完了した実績を有すること。

(12) 次の要件を全て満たす者を業務責任者又は技術者（以下「業務責任者等」という。）として配置すること。

ア 上記(11)の条件を満たす業務において、業務責任者等として携わった実績を有する者。

イ 入札参加資格申請日以前において直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者

3 入札・契約条項を示す場所及び期間

(1) 掲示場所 日向市 総務部 財政課 日向市本町10番5号

(2) 掲示期間 令和5年10月31日（火）から令和5年11月24日（金）まで

（土曜、日曜及び祝日を除き、8時30分～17時15分（ただし、12～13時を除く））

4 入札参加届出書の交付等

- (1) 交付場所 日向市 総務部 財政課 日向市本町 10 番 5 号
- (2) 交付期間 **令和5年10月31日(火) から令和5年11月13日(月) まで**
(土曜、日曜及び祝日を除き、8時30分～17時15分(ただし、12～13時を除く))
- (3) その他 本業務に係る仕様書等は、入札公告の日から東郷診療所において閲覧に供するほか、市ホームページに掲載するのでダウンロードすること。また、仕様書等に関して質疑を行うときは、指定の書面で次により提出すること。
 - ア 質疑の方法 別に定める「質問回答書」に質疑内容を記載のうえ、持参、FAX又は電子メールにて提出すること。(事前に連絡を行うこと。)
 - イ 質疑受付期間 **令和5年10月31日(火) から令和5年11月13日(月) まで**
(土曜、日曜及び祝日を除き、8時30分～17時15分(ただし12～13時を除く))
 - ウ 質疑受付場所 日向市立 東郷診療所 (日向市東郷町山陰丙 1412 番地1)
TEL 0982-69-2013 FAX 0982-69-2984
メールアドレス togo-shinryosyo@hyugacity.jp
 - エ 質疑回答方法 質疑に対する回答は、**令和5年11月15日(水) 17時00分**までに、市ホームページで公表する。日向市立東郷診療所においても閲覧に供する。

5 入札参加届出書等の提出

- (1) 提出場所 日向市 総務部 財政課 日向市本町 10 番 5 号
- (2) 提出期間 **令和5年10月31日(火) から令和5年11月13日(月) まで**
(土曜、日曜及び祝日を除き8時30分～17時15分(ただし12～13時を除く))
- (3) 提出方法 **持参又は郵送も可。**ただし、郵送で提出する場合は、**一般書留**又は**簡易書留**の方法によるものとし、**提出期間内必着**とする。
※申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出書類 次のとおり(ア～ウの様式は、市ホームページよりダウンロードすること)
 - ア 条件付一般競争入札参加届出書
 - イ (様式1) 同種業務の実績調書
 - ・本公告の2(11)で求める要件を満たすことを確認できる、契約書及び業務概要の分かる部分の設計書の写しを添付すること。
 - ウ (様式2) 配置予定業務責任者等調書
 - ・本業務遂行にあたり、配置予定の業務責任者等について記載すること。また、記載した業務責任者等について、2(12)で求める要件を満たすことを確認できる資料の写しを添付すること。
- (5) 参加資格の確認
入札参加届出期間終了後に上記(4)に掲げる書類一式を審査し、入札参加資格を有することが確認できた者には、**令和5年11月16日(木)**までにあらかじめ電話にて連絡し、後日、入札参加資格確認通知書を送付する。

6 入札・開札日時

(1) 入札書の提出期限等

- ①提出期限 令和5年11月22日(水)17時00分まで(提出期限内必着)
- ②提出場所 日向市 総務部 財政課 契約監理係

(2) 開札の日時等

- ①開札日時 令和5年11月24日(金)13時30分
- ②開札場所 日向市役所2階入札室
- ③開札の立会い 可

※立会人は1業者につき1人とし、立会人が代理人の場合には「立会委任状」を提出すること。
入札参加者が立ち合わない又は立会いが不可の場合には、当該入札に関係のない市職員を立ち合わせて開札を行う。

7 入札の方法等

(1) 本案件は、「郵便入札」で行う。そのため、入札書における代理人は認めない。

※競争入札参加資格審査申請届け出の際、契約委任をされている場合は受任先代表者となる。

(2) 入札方法は、上記6の(1)に示す期限までの郵送又は持参とする。

(3) 郵送の方法

- ①「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかによる郵送とする。
- ②上記①以外の方法(普通郵便、メール便、特定記録郵便など)による入札は無効とする。
- ③入札書は、外封筒及び内封筒の二重封筒を用いて、別紙記載例のとおり作成し、日向市 総務部 財政課 契約監理係に提出期限までに到達するよう郵送すること。
- ④郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- ⑤入札書及び封筒の日付は、発送日を記載すること(開札日当日の日付は記載しないこと)。

(4) 直接持参する場合

- ①入札書を日向市 総務部 財政課 契約監理係まで直接提出すること。
- ②直接持参する場合は、上記(3)における「外封筒」は省略可能(内封筒の記載方法や提出期限、取扱い等は、郵送する場合と同じ)。
- ③入札書及び封筒の日付は、提出日を記載すること(開札日当日の日付は記載しないこと)。

(5) 入札執行回数は、2回までとする。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(7) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、別に定める「くじ」の方法により落札者を決定する(「くじ」の方法については市ホームページ(ホーム > 産業・経済・ビジネス > 入札・契約「入札制度」 > 郵便入札の実施について)に掲載。)

(8) 落札者が決定したときは、入札書等の精査を行った後、当該落札者に速やかに通知するものとする。

(9) 事情により入札を辞退する場合は、提出期限までに、「入札辞退届」を郵送又は持参等により提出すること。但し、入札書等が市に到達した後は、提出期限内であっても入札を辞退するこ

とはできない。

- (10) 一度提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (11) 入札執行者は、入札に関し不正な行為又は郵便事情による事故等（以下「郵便事故等」という。）があった場合において、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。
- (12) この入札においては、**入札参加者が1者のみの場合であっても入札を執行する。**

8 初度の入札で落札者がいない場合について（再度の入札）

初度の入札の結果、予定価格（税抜き）を事前に公表をしていないもので、予定価格の範囲内での入札を行った者がいないときは、再度の入札を行う。この場合、直ちに第1回目の最低入札価格及び開札日時、提出期限、提出先、入札場所を指定し、入札参加者に通知するものとする。

9 入札の無効に関する事項

日向市財務規則（昭和42年日向市規則第1号。以下「規則」という。）第97条第4号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格の無い者のした入札
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (4) 入札書等が提出期限を経過した後に到達し又は提出された入札（郵便事情による郵便事故等により入札書等が提出期限内に到達しなかった場合も含む。）
- (5) 第4条に規定する入札書等の提出方法によらない入札
- (6) 入札書等が封入された内封筒に所定の記載若しくは封印がなく又は誤った記載がなされた入札
- (7) 提出された入札書等に不備がある入札
- (8) 公告等において提出の求めがある場合において、必要な書類が同封されていない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金

入札保証金は、規則第94条の規定による。

11 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定する。

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札者とする。ただし、最低価格を提示した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

13 その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、規則、要領等の定めるところによる。

14 事務担当部局

【契約に関すること】

日向市 総務部 財政課 契約監理係

〒883-8555 日向市本町 10 番 5 号

TEL 0982-54-5761 FAX 0982-54-8747

メールアドレス keiyaku@hyugacity.jp

【業務内容に関すること】

日向市立 東郷診療所 事務管理係

〒883-0102 日向市東郷町山陰丙 1 4 1 2 番地 1

TEL 0982-69-2013 FAX 0982-69-2984

メールアドレス togo-shinryosyo@hyugacity.jp